

# 「電子処方箋管理サービスの運用について」

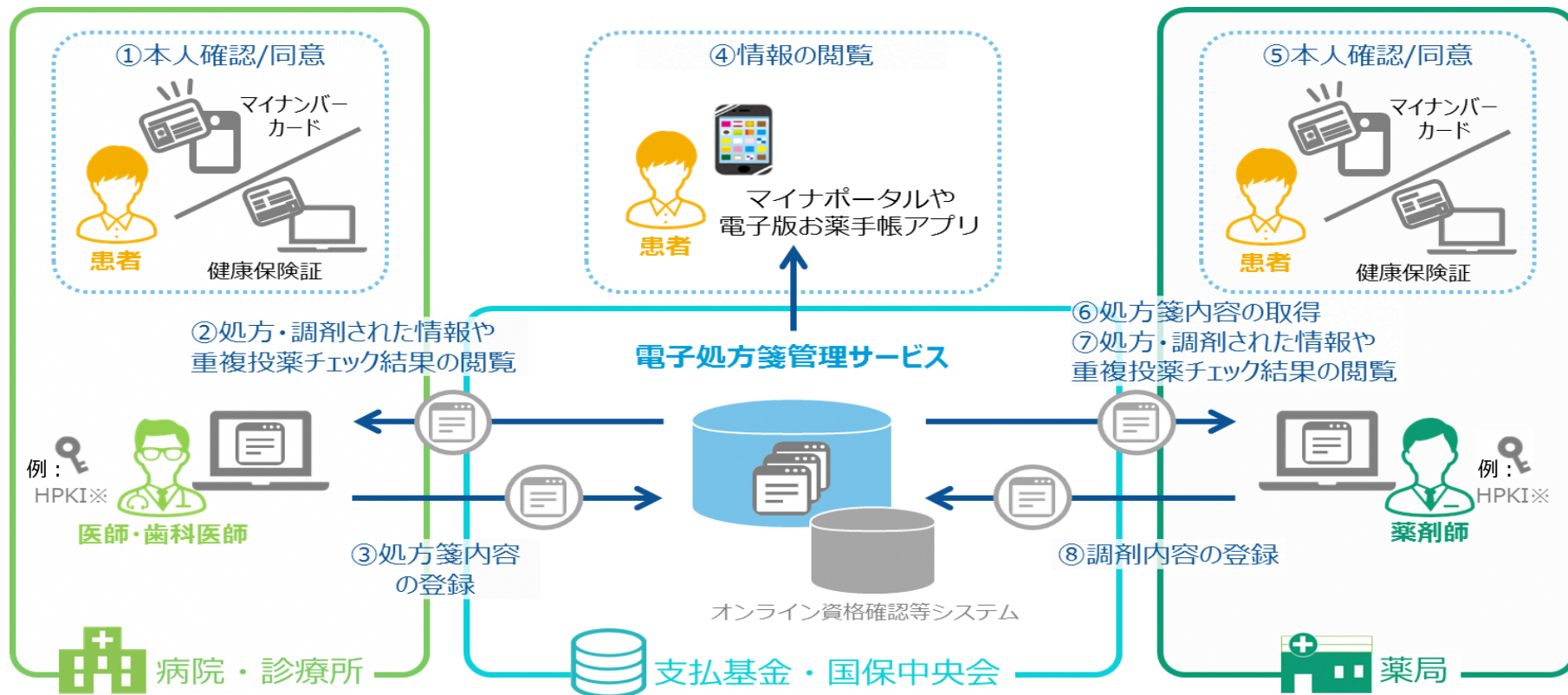
厚生労働省

医薬・生活衛生局 総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 電子処方箋とは

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。(令和5年(2023年)1月～運用開始予定)

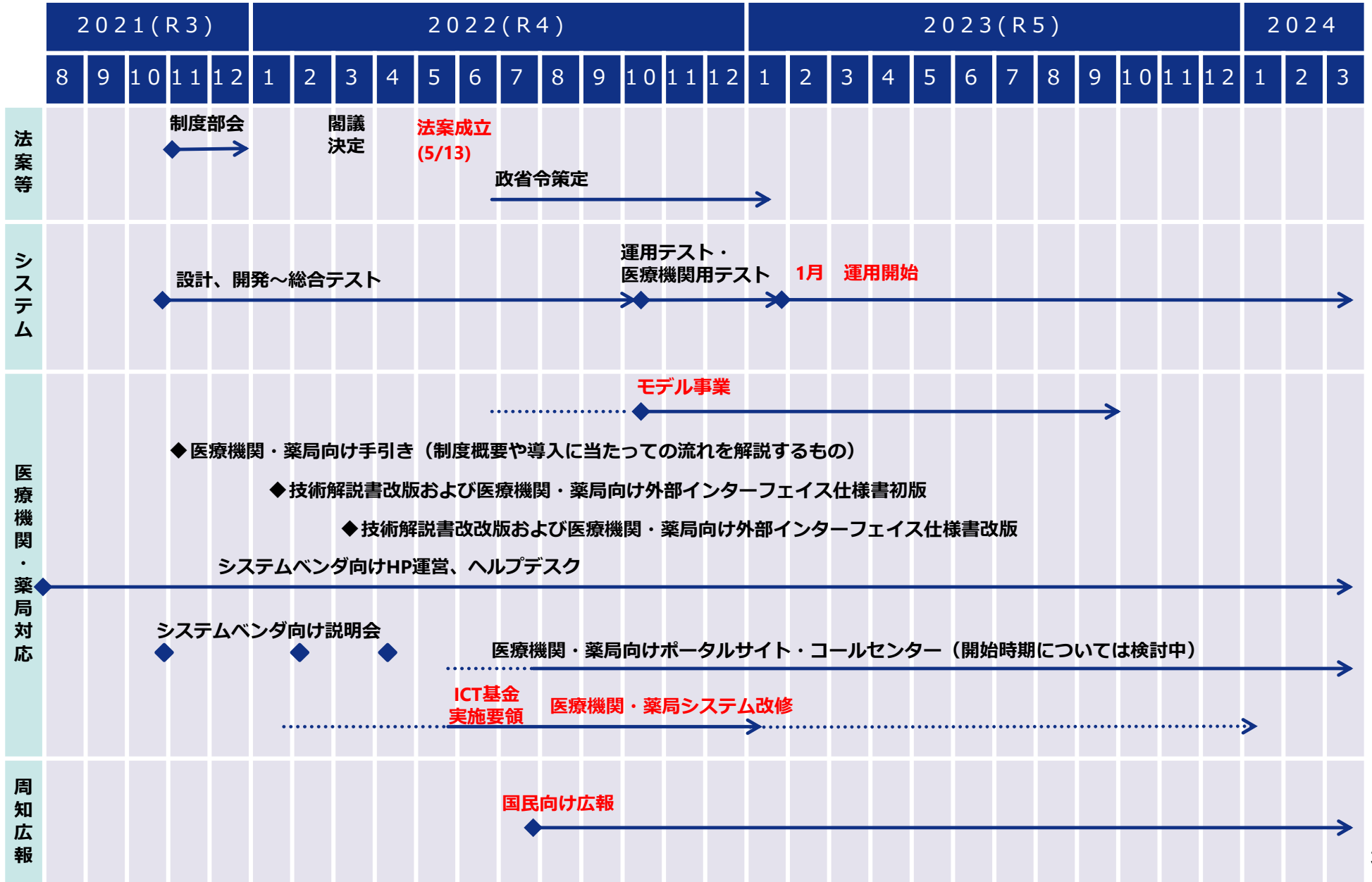


※HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) 医師、薬剤師等の国家資格と院長、管理薬剤師等の管理者資格を証明することのできる保健医療福祉分野の電子証明書

## 成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日閣議決定)

- オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022年度から運用開始する。

# 今後のスケジュール



# 医療機関・薬局における電子処方箋の運用ルール等について 「電子処方箋管理サービスの運用について」

- 旧「電子処方箋の運用ガイドライン」は、各地域において、当該地域に電子処方箋に対応した薬局がある場合において、フリーアクセスを確保し、かつ患者が自分自身の処方情報を確認できることを前提として、これまでの電子処方箋に係る運用を整理して通知したものであり、地域医療ネットワーク等において任意の運営主体が電子処方箋を実施する際の指針という位置づけであった。
- 今般、医療介護総合確保法において全国的な電子処方箋の仕組みが規定され、「電子処方箋管理サービス」として運用することとなったことを踏まえ、その位置づけを変更し、「電子処方箋管理サービスの運用について」と改めた上で、電子処方箋管理サービスに携わる医療機関・薬局等の関係者において当該仕組みを概説的に理解し、かつ、その運用を端的に捉えられるものとして、内容を改訂する。



※モデル事業開始前に通知改訂版を発出予定。モデル事業中（12月上旬まで）に発生した運用改善について、再改訂が必要か付議させていただいた後、必要に応じて、運用開始までに再改訂版の発出を検討。

# 医療機関・薬局における電子処方箋の運用ルール等について

## 「電子処方箋管理サービスの運用について」（旧ガイドラインからの主な修正点）

○ 旧「電子処方箋の運用ガイドライン」からの主な修正点については、以下のとおり（詳細については別添の対照表をご参照）

目次		主な変更点
1	本施策の趣旨	✓ これまでは、任意の電子処方箋運営主体に向けて運用の考え方を示すものであったが、支払基金が実施機関となる電子処方箋に係る運用を整理し、医療機関・薬局等を含めた関係者に通知するものとして変更。
2	処方箋の電子化のメリット	✓ 重複投薬等チェック機能を活用することにより、不必要な処方・調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けることができる点を追加
3	電子処方箋の運用の基本的な考え方	✓ 患者が電子化された処方や調剤の内容を確認する手段として、マイナポータルを利用する旨を追記
4	電子処方箋の運用にあたって	✓ 電子処方箋管理サービスの仕様に合わせ、医療機関・薬局における運用の流れを記載。 ✓ 紙の処方箋を発行する場合でも、重複投薬や併用禁忌の確認のために、処方・調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録する旨を追加 ✓ 薬剤師判断による分割調剤の流れを記載 ✓ 患者への説明と理解を求めるための取り組みについて、作成済みの周知物や、実施予定の周知広報施策の内容を踏まえて修正 ✓ 支払基金及び中央会が運用主体となる電子処方箋を対象としているため、地域医療連携ネットワークの中での事業継続に関する記載を削除 ✓ ネットワークセキュリティ・利用施設の認証については、オンライン資格確認の基盤を活用することを踏まえ、記載を見直し
5	電子処方箋管理サービス停止等への対応	✓ 大規模災害時等は、紙の処方箋の再発行又はFAXと紙の処方箋の後日郵送で対応する旨を記載
6	今後の電子処方箋の普及促進のための方策について	✓ 複数の電子処方箋運営主体を想定した記載を削除

※現在、支払基金が単独で担っている実施機関について、法施行後（令和5年1月）には国保中央会を加える予定としている。